

# 失語症者向け 意思疎通支援者派遣事業

# 意思疎通支援者

## 利用のご案内

### 「失語症者向け意思疎通支援者」とは

厚生労働省のカリキュラムに沿って、高知県が主催する40時間の研修(失語症意思疎通支援者養成研修)を、受講して取得する資格です。

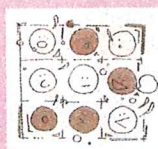
★失語症を理解し、会話をする技術を学び、身につけます。

★失語症の人と社会の橋渡しをします。



高知県内では、各市町村で令和4年度から派遣事業を始めます。

\* 市町村により、事業の開始時期が異なるため、お住まいの市町村にお問い合わせください。



一般社団法人  
高知県言語聴覚士会



# このような時、失語症者向け意思疎通支援者がサポートします。



## ★会話の支援

ご友人との会話や、  
外出した時の会話の  
手伝い

## ★交通機関の利用

・切符の購入  
・時刻表、アナウンス  
の理解 などの手伝い

## ★受診の支援

・診察内容の理解  
・希望や症状の説明  
・支払いなどの手伝い

## ★会議や集会への参加

・会議内容の理解  
・発言  
などの手伝い

## ★公共施設の利用

・役所、金融機関で  
手続き の手伝い

## ★買い物や 娯楽施設の利用

・趣味や余暇活動  
などの手伝い



★その他、実施団体が  
適当と認めた支援

## 「意思疎通支援者」利用方法

①お住まいの市町村役場または  
高知県言語聴覚士会で申請を  
行ってください。

\* 失語症と判断できる「身体障害者手帳」、または「医師診断書」、「失語症に関する意見書」をお持ちの方は、ご持参ください。お持ちでない場合も、窓口でご相談ください。



②高知県言語聴覚士会は、登録し  
ている意思疎通支援者との調整  
を行い、ご本人にご連絡します。

## 利用料金

### 原則無料

失語症の人(申請者)に費用負担が生じる例

●映画・コンサート・食事などへ同行した場合  
意思疎通支援者分の入場料 など

### 【お問い合わせ先】

一般社団法人 高知県言語聴覚士会  
失語症者向け意思疎通支援事業事務局  
担当者名:小松雅代

介護老人保健施設ヘルシーケアなはり  
リハビリテーション課 内

TEL(0887)38-5566(代)

FAX(0887) 38-5564

E-mail: [sitsugoisotsu.kochist@gmail.com](mailto:sitsugoisotsu.kochist@gmail.com)